

(その1)

収 支 報 告 書

令和 2 年分

(ふりがな)
 1 政治団体の名称
 かのう じゅんのあけ こうえんかい
 戒能 程七介 後援会

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地
 松山市富久町 503

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名
 香野 隆昭

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類

4 会計責任者の氏名
 戒能 美雪

事務担当者の氏名
 綿田 智美
 (電話) 089-974-8110

資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(電話) _____
 (電話) _____



※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収 入 総 額		4	202	331
(前年からの繰越額)			884	331
(本年の収入額)		3	318	000
支 出 総 額		3	068	894
翌年への繰越額		1	133	437

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額				0
員 数				0

(2) 寄附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額					備 考
	十億	百万	千	円		
(ア) 個人からの寄附				0		
(うち特定寄附)				0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0		
(ウ) 政治団体からの寄附		2	900	000		
小計 (ア) + (イ) + (ウ)		2	900	000		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				0		
イ 政党匿名寄附				0		
合 計 (ア+イ)		2	900	000		

(その7)

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分		政治団体からの寄附	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額							年 月 日	住所 (団体にあつては、主たる 事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円							
自由民主党愛媛県松山市第五支部		1	0	0	0	0	0	R2.5.29	松山市富久町503	戒能潤文介	
"		1	0	0	0	0	0	R2.8.31	"	"	
"		0	0	0	0	0	0	R2.12.25	"	"	
この頁の小計			2	9	0	0	0				
その他の寄附							0				
合 計			2	9	0	0	0				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目	金 額						備 考			
	十億	百万	千	円						
1 経常経費										
(1) 人件費		1	7	9	7	5	1	3		
(2) 光熱水費			1	1	8	9	3	4		
(3) 備品・消耗品費			2	2	3	0	9	9		
(4) 事務所費			5	1	3	6	0	4		
小 計		2	6	5	3	1	5	0		
2 政治活動費										
(1) 組織活動費				7	2	8	2	4		
(2) 選挙関係費										
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費				3	4	2	9	2	0	※ア～エの小計
ア 機関紙誌の発行事業費										
イ 宣伝事業費										
ウ 政治資金パーティー開催事業費										
エ その他の事業費				3	4	2	9	2	0	
(4) 調査研究費										
(5) 寄附・交付金										
(6) その他の経費										
小 計				4	1	5	7	4	4	
合 計				3	0	6	8	8	9	4

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分			
					組織活動費		(交際費)	
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

7 2 8 2 4

7 2 8 2 4

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分				
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円					
会場費及び食費代			342	920	R2.1.17	株式会社伊予鉄高島屋	松山市秦町5-1-1	/	
この頁の小計			342	920					
その他の支出				0					
合計			342	920					

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 3 月 19 日

政治団体の名称

戒能理久介後援会

会計責任者の氏名

戒能美雪



代表者の氏名（代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記名押印又は署名すること。）



(備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 政治団体の解散に伴う収支報告書における宣誓書には、代表者の氏名の記名押印又は署名（署名は必ず代表者本人が自署すること。）も必要です。